

電子契約法について

～ 電子消費者契約及び電子承諾通知に関する民法の特例に関する法律～
の施行に当たって

平成13年 経済産業省商務情報政策局情報経済課

電子契約法（電子消費者契約及び電子承諾通知に関する民法の特例に関する法律（平成13年法律第95号））
が、**本年12月25日から施行**されます

< 内容は以下の2つです >

1．電子商取引などにおける消費者の操作ミスの救済

B2C（事業者・消費者間）の電子契約では、消費者が申込みを行う前に、消費者の申込み内容などを確認する措置を事業者側が講じないと、要素の錯誤にあたる操作ミスによる消費者の申込みの意思表示は無効となります。

～これまでは、事業者から、操作ミスが「重大な過失」にあたるので契約は有効に成立している、と主張することが可能でした。

2．電子商取引などにおける契約の成立時期の転換

電子契約は、承諾の通知が申込者に到達した時に成立することになります。

～これまでは、承諾の通知が発信された時に契約は成立していました。



注意 1と2の「電子契約」は対象が異なるので注意が必要です。

1 . 消費者の操作ミスの救済

B2Cにおける、ウェブ (World Wide Web) を利用したいいわゆる「インターネット通販」や、キオスク端末などの専用端末を用いて専用線を通じて取引を行うような形態の電子商取引では、通常は、事業者が設定した画面上で、消費者が申込みを行います。

その際、消費者がマウスなどの機器の操作を誤って、意図しない申込みをしてしまうことが多々あります。

そのような場合は、民法によって、契約は無効となりますが、現在の民法では、事業者から消費者に「重大な過失」がある場合には契約は有効であるとの主張ができることになっています。

そのため、B2Cの電子商取引においては、消費者に「重大な過失」があったか否かを巡ってトラブルが発生することになってしまいます。

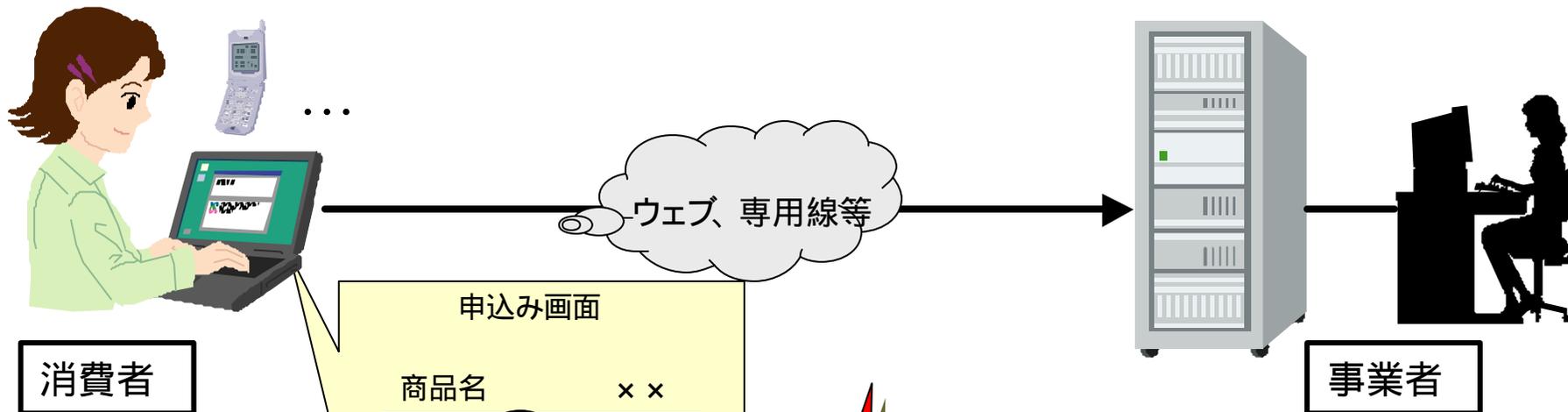
操作ミスによる申込みと民法

操作ミスによる意図しない申込みは、民法では、第95条に規定する「要素の錯誤」に該当します。要素の錯誤に該当する意思表示は原則無効となるとされています。しかし、その錯誤が重大な過失による場合まで意思表示をした者を保護する必要はありませんので、民法はそのような場合は、相手方から、その意思表示は有効であると主張することができるものとしています。

民法第95条

意思表示ハ法律行為ノ要素ニ錯誤アリタルトキハ無効トス 但表意者ニ重大ナル過失アリタルトキハ表意者自ラ其無効ヲ主張スルコトヲ得ス

(これまで)



申し込み画面

商品名	××
数	11個
色	赤 黄
.....	
.....	
申込み	取消

1個と入力するつもりが11個と入力してしまう。

そのまま、申込みボタンをクリックしてしまう。

トラブルの発生



11個の商品を購入する契約は無効だ！



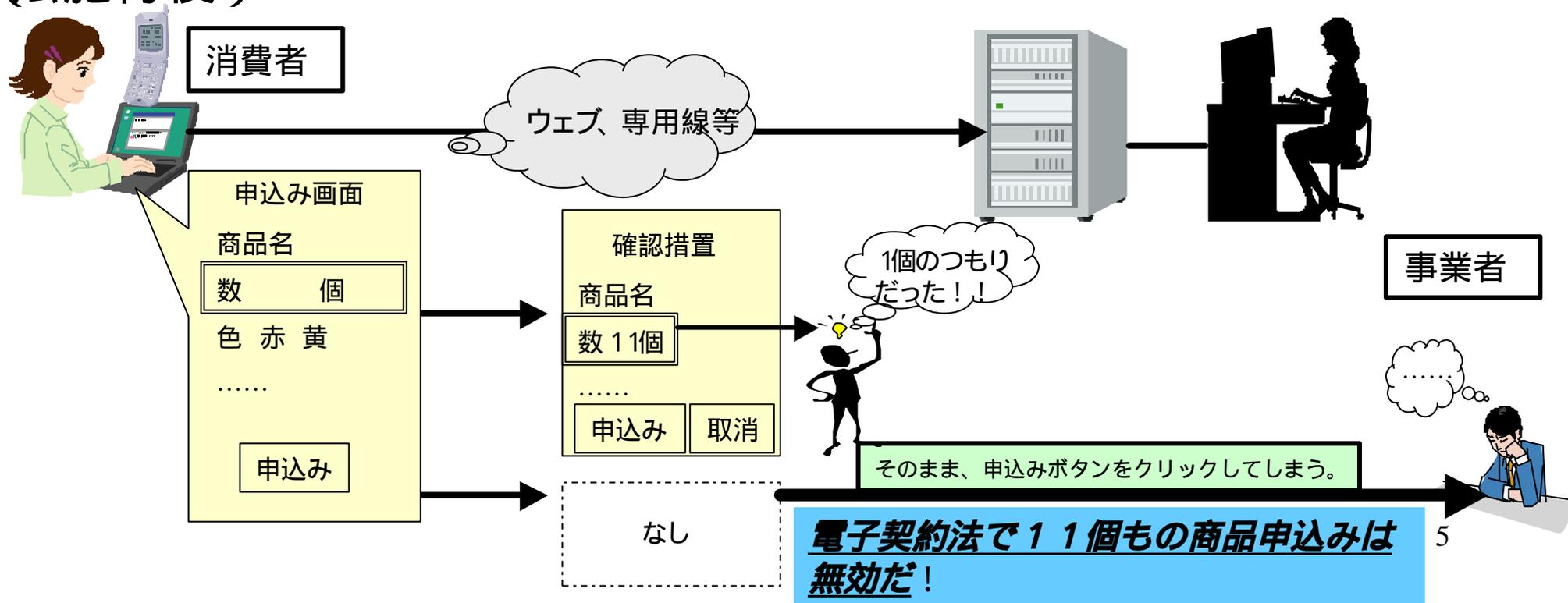
うっかりミスだから、民法95条ただし書により契約は有効だ！

電子契約法による手当

このため、B2Cの電子商取引において、事業者側がパソコン等の画面上に申込み手続きを設定するような契約については、事業者側が、消費者の申込み内容などの意思を確認するための適切な措置を設けていない場合には、原則として、操作ミスによる契約を無効とすることとしました。

具体的には、そのような場合は、民法第95条のただし書が適用されなくなります。

(法施行後)



留意点

- (1) 「電子消費者契約」とは、どのような契約を対象としているのですか？
- (2) 消費者の「錯誤」とはどのようなものを想定しているのですか？
- (3) 事業者が設定する確認措置とはどのようなものを想定しているのですか？
- (4) その他留意すべきことはありますか？

(1) 「電子消費者契約」とは、どのような契約を対象としているのですか？

電子的な方法により締結された契約のうち、B2C（例えばC2Cオークションは基本的には対象となりません。）で、パソコンなどを（消費者が所有する機器が否かは関係ありません 1）用いて送信される消費者の申込み又は承諾の意思表示が、事業者など（2）の設定した画面上の手續に従って（3）行われる契約です。したがって、B2Cにおける、インターネット通販や専用端末・専用線をつかった電子契約が主な対象となります

- 1 内部にCPU（中央演算処理装置）を有している機器一般をいいます。したがって、携帯電話やコンビニのキオスク端末なども、画面上で契約の申込みを消費者が行う場合は対象となります。
- 2 電子モールの管理者などが、出店している事業者から申込みの手續きを委託されて設定している場合も含まれます。
- 3 事業者が設定した申込みのフォーマットに従って消費者が申込みを行う場合です。したがって、消費者が自ら申込み内容⁶を自由に入力して送信するような通常の電子メールによる申込みは対象となりません。

(2)消費者の「錯誤」とはどのようなものを想定しているのですか？

例えば、 申込み内容を入力せずに、申込みをするか否かだけを決断するような申込み画面で、申込ボタンをクリックするつもりがなかったのに、操作ミスによって誤って申込ボタンをクリックしてしまう場合、 申込み内容を入力する画面で、1個と入力しようとして、操作ミスによって11個と入力してしまい、そのまま申込みを行ってしまう場合が考えられます。

民法上、これらは「錯誤」と言われますが、一般の契約における「言い間違い」「書き間違い」に該当するものと考えれば分かり易いでしょう。

「錯誤」と認められるか否かは、最終的には裁判所によって判断されることとなりますが、この判断自体は、現行の民法第95条の考え方がそのまま踏襲されることとなります。

(例)

申込み画面	
商品A	
(説明)	
.....	
.....	
<input type="button" value="購入します"/>	

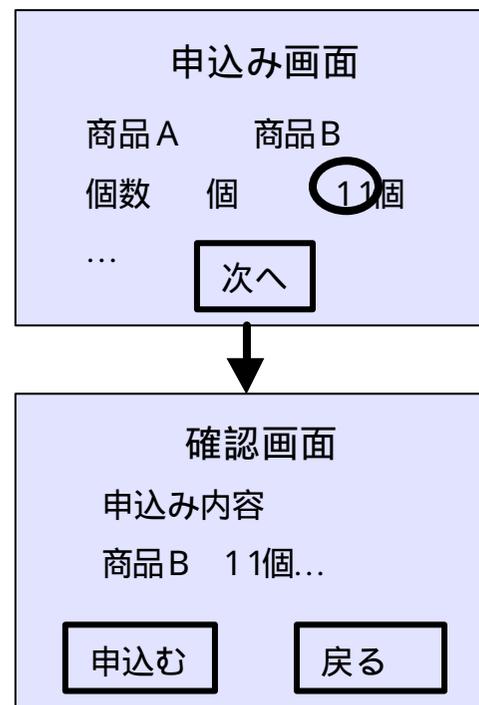
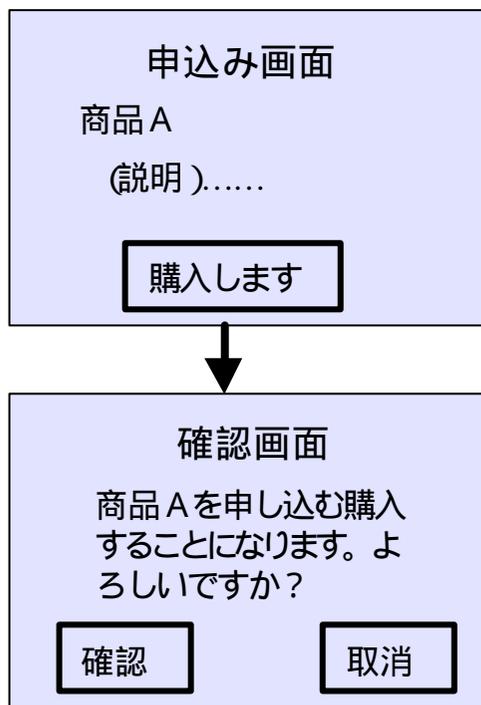
申込み画面			
商品A	商品B		
個数	個	11個	
色	赤	青	赤 青
...			
...			
<input type="button" value="申込みはここをクリック"/>			

(3)事業者が設定する確認措置とはどのようなものを想定しているのですか？

(2)で挙げた例に即して考えると、それぞれ、例えば、あるボタンをクリックすることで申込みの意思表示となることを消費者が明らかに確認することができる画面を設定すること、最終的な意思表示となる送信ボタンを押す前に、申込みの内容を表示し、そこで訂正できる機会を与える画面を設定すること、などが考えられます。

例えば、下記のような入念な方法を分かりやすく提示すれば、確認措置としては十分と考えられますが、消費者の意思の有無を実質的に確認していると裁判所が判断できるような確認措置となっていることが必要となるので、形式的に確認措置としての是非が自動的に決まるものではありません。

(例)



(4) その他留意すべきことはありますか？

電子商取引に慣れた消費者が、自ら確認措置が必要ないと選択した場合には、本法は適用されず、民法第95条が適用されることとなります（例えば下記のような場合）。ただし、その場合には、消費者が自ら望んで確認措置が必要ないと積極的に選択をする必要があり、その認定は慎重になされることが考えられます。例えば、事業者側によって誘導されたり、確認措置を求める場合は積極的に消費者がその選択をしなければならぬような画面となっている場合（例えば下記のような場合）には、そのような認定はなされないと考えられます。なお、確認措置が不要であると消費者が選択したことの立証責任は事業者が負担することとなります。

この法律は、行政規制立法と異なり、民事的なトラブル解決を目的としています。規定の解釈は、個々の事例に応じて、裁判所が適切に判断することとなります。

(例)

申込み画面

確認画面がなくても良い場合は
こちらから（注意事項）ここを
選択すると...

商品 A	商品 B
個数 個	個
...	

申込み画面

商品 A	商品 B
個数 個	個
...	

申込み

確認画面が必要な方はこちらから

2 . 電子契約の成立時期の転換

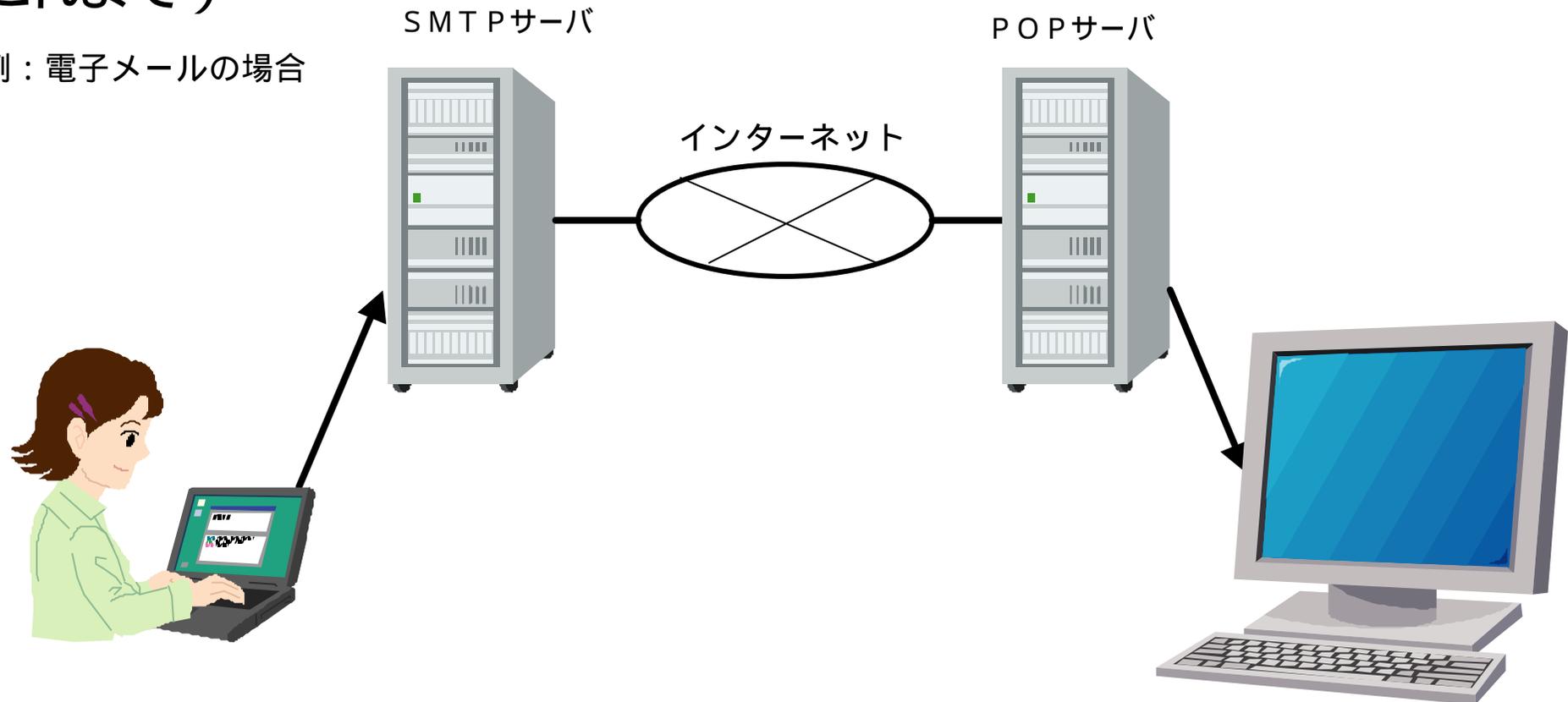
民法では、隔地者間の契約 (申込みに対する応答が直ちになされる対話者間の契約以外の契約) については、承諾の通知が発信された時点を中心とするルール (発信主義) が採られています (意思表示一般の場合は、相手方に通知が到達したときに効力が生じる (到達主義) ものとされています。)。このルールによれば、一度承諾の通知が発信されてしまえば、仮に承諾の通知が途中で紛失するなどしてその通知が申込みをした人に到達しなくても、契約は成立したことになります。

このルールは、民法が立法された当時は隔地者間においては承諾の通知が相手方に到達するまでにある程度の時間がかかるという技術的な制約を前提にした上で、承諾の通知が発信されれば、その時点で契約が成立することとし、迅速な取引の成立を図ることとしたものであると言われていています。この結果、承諾の通知が着かない場合などのリスクを申込みをする者が負担することになっています。

- 国際的な動向 大陸法の国々は、元来到達主義です。英米法の国々は、元来発信主義だったが、電子契約については到達主義に転換しつつあります。
- B 2 B 取引 ほとんどの企業が約款で到達主義を採用しています。
- B 2 C 取引 例えば、電子メールが不着の場合、発信主義のルールによると、承諾の通知の発信時点で契約が成立することになるので、消費者がリスクを負うこととなりますが、到達主義ルールに転換すると、承諾の通知が到達しない限り契約は成立しないので、承諾の通知の不着のリスクは、逆に事業者が負うこととなります。

(これまで)

例：電子メールの場合



承諾者

申込者

申込み



発信 = 契約成立

承諾

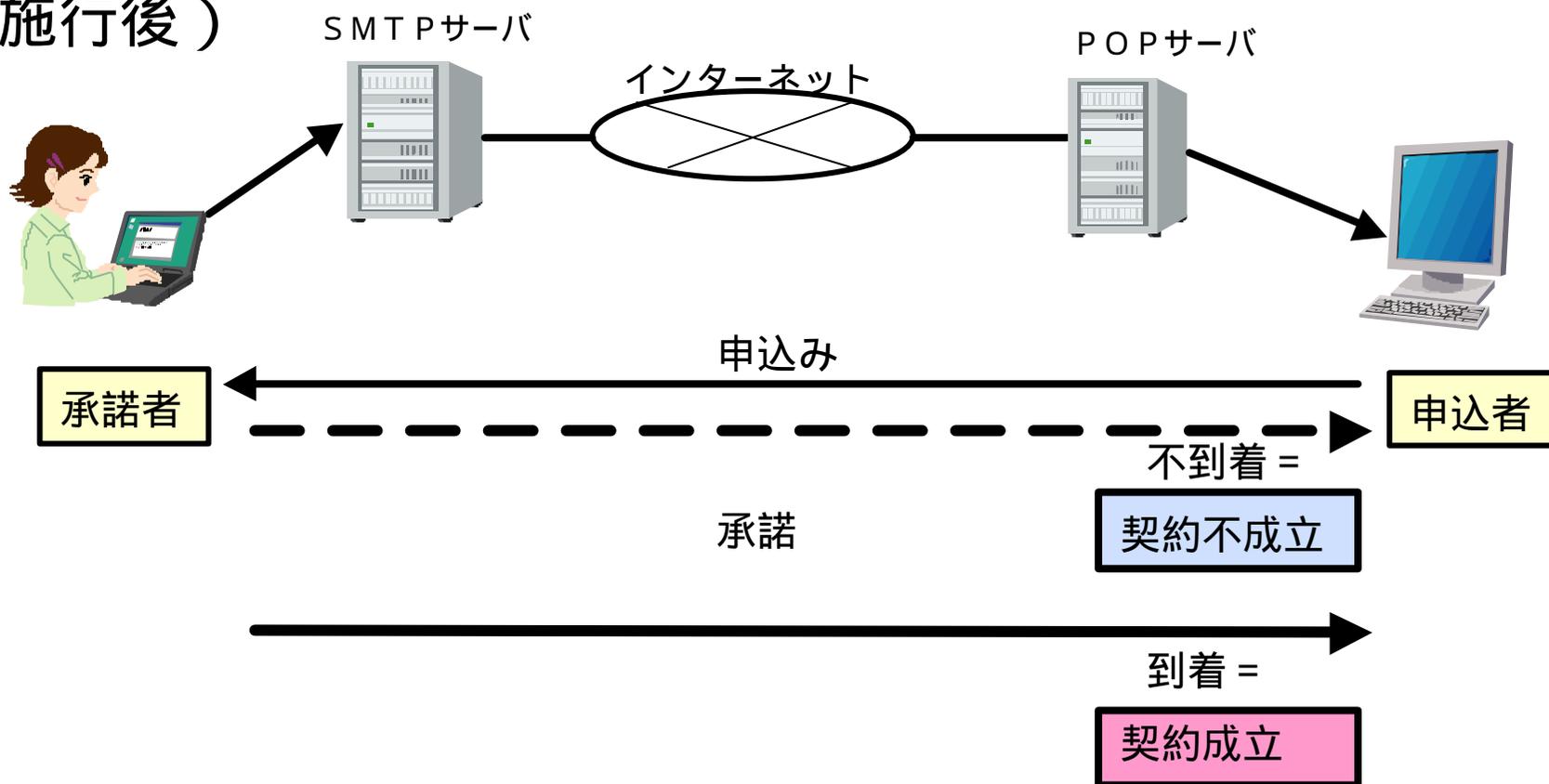
不到着



電子契約法による手当

インターネットなどの電子的な方法を用いて承諾の通知を発する場合には、瞬時に相手方に意思表示が到達するため、発信主義を維持する前提を欠くものと考えられます。そこで、そのような場合については、契約成立時期を、承諾の通知が到達した時点へと変更することにしました（到達主義への転換）。

(法施行後)



留意点

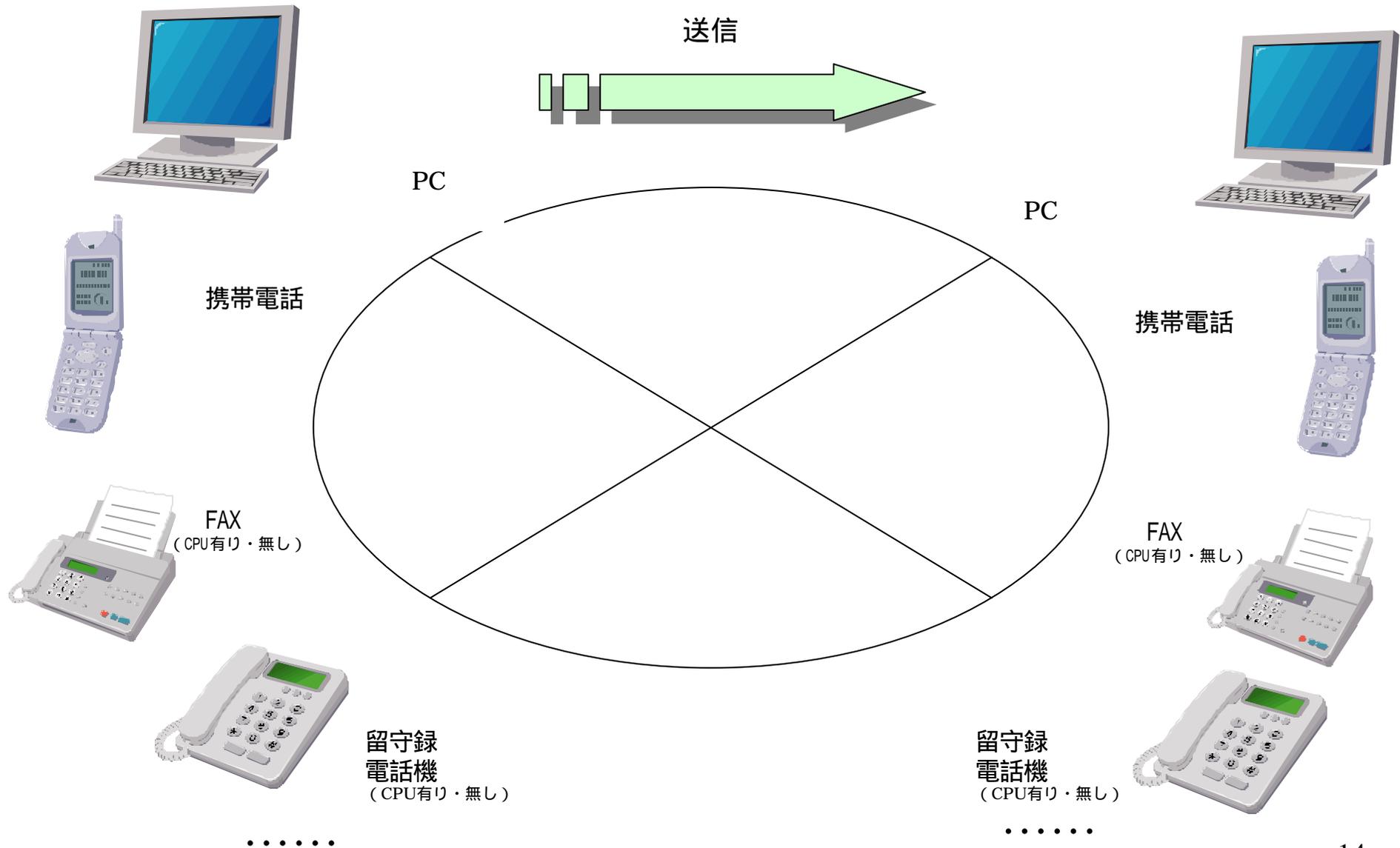
- (1)到達主義へと転換するのは、どのような契約を対象としているのですか？
- (2)民法527条の規定を電子契約で適用しないのは何故ですか？
- (3)到達の時点は具体的にはどのようなようになるのですか？

(1)到達主義へと転換するのは、どのような契約を対象としているのですか？

隔地者間の契約（申込みに対する応答が直ちになされる対話者間の契約以外の契約）で、承諾の通知が電子的な方法で即時に伝達されるものです。具体的には、パソコンなどCPUが内蔵されている機器、FAX、テレックス、留守番電話といった機器を使用して、電子的に承諾の通知が発せられる契約です。例えば、電子メールやFAX、テレックス、留守番電話などを利用した電子契約が対象となります。

電子メールのように、コンピューター同士が接続される場合や、FAX同士が接続される場合のほか、パソコンから直接相手方のFAXへ情報を送信する場合やFAXで送信した情報が直接相手方のパソコンの画面に表示されるような場合のように、種類の異なる機器同士が接続されて情報が送信される場合も対象となります。

電話を使用して対話しながら承諾を行う場合は、「隔地者間の契約」にはなりません。



(2)民法527条の規定を電子契約で適用しないのは何故ですか？

民法527条は、隔地者間の契約の成立時期について発信主義を採用していることを前提にした規定です。具体的には、申込みをした後に、それをやめようと思い直して、取消の通知を相手方に出したにも関わらず、既に承諾の通知が発信されてしまっていた場合（既に契約は成立しています。）で、普通ならば承諾の通知が発信される前に到達するように申込者が取消の通知を発信したものと、承諾者が知ることができるならば、契約成立を知っている承諾者がそれを知らない申込者に通知しなければならないという規定です。

電子契約法によって、電子契約の成立時期は承諾の通知が相手方に到達したときとなるので、仮に上のような場合でも、契約が成立してしまっているかを承諾者は判断することができません。そこで、電子契約では、承諾者に申込者への通知義務を課す意味はなくなったと解され、民法527条を適用しないこととしました。

民法527条

- 申込ノ取消ノ通知カ承諾ノ通知ヲ発シタル後ニ到達シタルモ通常ノ場合ニ於テハ其前ニ到達スヘカリシ時ニ發送シタルモナルコトヲ知り得ヘキトキハ承諾者ハ遅滞ナク申込者ニ対シテ其延著ノ通知ヲ発スルコトヲ要ス
- 2 承諾者カ前項ノ通知ヲ怠リタルトキハ契約ハ成立セサリシモノト看做ス

(3) 到達の時点は具体的にはどのようなになるのですか？

民法では、承諾の通知の到達時点については特段の規定を設けていません。電子契約法は、電子契約について、隔地者の契約の成立時期を発信主義から到達主義に転換するものですから、承諾の通知の具体的な到達時点については、民法の解釈に委ねられることとなります。

現在の民法の考え方では、「到達とは、相手方が意思表示を了知し得べき客観的状态を生じたこと」を意味するとされています。例えば、郵便物が郵便箱に入れられたり、同居人がこれを受領するなど意思表示を記載した書面が相手方の勢力範囲内に入ることとされています。

電子承諾通知に、この考え方をあてはめると、例えば、電子メールの場合には、相手方が通知にアクセス可能となった時点が到達の時点になると考えられます。具体的には、メールサーバーのメールボックスに情報が記録された時点となるでしょう。

ただし、メールサーバの故障などの特別の事情があった場合などには、当然、裁判所が諸々の事情を考慮して個別に判断をすることとなります。

